

5トン未満のクレーン等の運転に必須

「クレーン運転

特別教育」の研修



受講者募集中

労働安全衛生法等により、**つり上げ荷重が5t未満のクレーン等**の業務に就く場合は、「**クレーン運転特別教育**」を修了することが必要となっています。修了者は、つり上げ荷重5トン未満の全てのクレーン（移動式を除く）等の業務に就くことができます。本研修の具体的内容は、別紙を御参照下さい。

研修日時：平成29年10月20日（1日間）

「8：30～18：30」（9H）

受講料：社員（会員） 7,500円 / 人（税別・送料代別）

社員外（会員外） 9,800円 / 人（税別・送料代別）

※新居浜市と西条市の中小企業は、1 / 2の助成制度が有ります。

受講資格：申込書の受講資格欄に記載の通り

申込方法：2 / 2ページの申込書に、必要な事項をご記入の上

郵送または、持参にて、下記宛てにお申し込み下さい。

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 愛媛県新居浜市阿島1丁目5番50号

申込締切：平成29年9月29日（金） 必着

定員：10名（申込多数の場合は、調整させていただき、受講生には別途、連絡いたします。）

なお、申込が開講可能人数を下回った場合は、中止させて頂く場合もあります。）

その他：修了書は、原則的に即日交付。

お問合せ（担当） 受付に関すること：森高 千枝子、研修内容に関すること：高橋 宏幸

TEL：0897-47-5601

主催：一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会

【5トン未満クレーン運転の特別教育】受講申込書

2/2

申込日：平成 年 月 日

(フリガナ)						
事業所名						
連絡担当者名					E-mail：	
会社連絡先					TEL：	
					FAX：	
フリガナ 受講者氏名	年齢	血液型	既取得 関連資格	卒業学校名	雇用保険番号	雇用年月日
	経験年数			生年月日	自宅住所	
受講資格	重量の確認・荷のつり上げ・定められた経路による運搬・荷の卸し。3時間以上 合図の方法。1時間以上					
受講者各人において、上記の受講資格に該当する実技教育を法廷時間、実施したこと証明します。						
平成 年 月 日						
〒 -						
所在地						
会社名						
印						
連絡先電話番号 () -						

○注意事項

※雇用保険被保険者証のコピーが必要になりますので、本申込書と共に送付してください。

※実技ご希望の場合は、別途、連絡してください。(人数等により、ご期待に沿えない場合もあります。)

一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会